

指定（介護予防）訪問介護 重要事項説明書

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社オレンジ
主たる事務所の所在地	〒277-0005 千葉県柏市柏1020-13
代表者（職名・氏名）	代表取締役 渡邊 真司
設立年月日	平成26年4月28日
電話番号	04-7138-6422

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	オレンジヘルパーステーション	
サービスの種類	訪問介護 第1号訪問事業（訪問介護相当サービス及び訪問型独自サービス（A））	
事業所の所在地	〒277-0005 千葉県柏市柏1020-13	
電話番号	04-7189-8966	
指定年月日・事業所番号	平成26年9月1日指定	1272204973
管理者の氏名	渡邊 真司	
通常の事業の実施地域	柏市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護・要支援状態にある利用者または事業対象者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保および向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービスまたは柏市介護予防・日常生活支援総合事業による訪問型独自サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令およびこの契約の定めに基づき、関係する区市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問介護または介護予防・日常生活支援総合事業による訪問型独自サービスは、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

① 身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
② 生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など
③ 通院等のための乗車または降車の介助	通院や外出のため、訪問介護員等が運転する車両への乗車または降車の介助とあわせて、乗車前もしくは降車後の屋内外における移動等の介助や、通院先もしくは外出先での受診等の手続きや移動等の介助を行います。 (ただし、介護予防・日常生活支援総合事業については、当該サービスは対象外です。)

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、年末年始（12月31日から1月3日）を除きます。
営業時間	9時00分から18時00分まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、 6:00から22:00までとする。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	
介護福祉士	常勤	1人、非常勤 0人
実務者研修 修了者	常勤	1人、非常勤 0人
介護職員初任者研修課程 修了者	常勤	0人、非常勤 2人

7. サービス提供の責任者

お客様へのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	齋藤 知恵子
--------------	--------

8. 利用料

お客様がサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お客様からお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証記載の通り、基本利用料の1割又は2割又は3割の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問介護の利用料

【基本部分】

	サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (基本利用料の1割) ※(注2)参照	利用者負担金 (基本利用料の2割) ※(注2)参照	利用者負担金 (基本利用料の3割) ※(注2)参照
身体介護	20分未満(夜間・早朝・深夜の身体介護に限る。)	1,698円	170円	340円	510円
	20分以上30分未満	2,542円	255円	509円	763円
	30分以上1時間未満	4,032円	404円	807円	1,210円
	1時間以上1時間30分未満	5,908円	591円	1,182円	1,773円
	以降30分増すごとに	30分増すごとに854円を加算	30分増すごとに86円を加算	30分増すごとに171円を加算	30分増すごとに257円を加算
	生活援助加算(身体介護に引き続き生活援助を行う場合)	677円	68円	136円	204円
生活援助	20分以上45分未満	1,865円	187円	373円	560円
	45分以上	2,292円	230円	459円	688円
通院等のための乗車または降車の介助		1,010円	101円	202円	303円

(注1) 「身体介護中心型」および「生活援助中心型」において、利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金 (1割)	利用者負担金 (2割)	利用者負担金 (3割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合 (初月につき)	2,084円	209円	417円	626円
生活機能向上連携 加算Ⅰ	サービス提供責任者が訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等に同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合(1月につき)	1,042円	105円	209円	313円
緊急時訪問 介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急にサービスを提供した場合 (1回につき)	1,042円	105円	209円	313円
夜間・早朝、 深夜加算	夜間(18時～22時)または 早朝(6時～8時)にサービス提供する場合	上記基本部分の25%			
	深夜(22時～翌朝6時)にサービス提供する場合	上記基本部分の50%			
特定事業所加算Ⅰ	当該加算の体制要件、人材要件および重度要介護者等対応要件を満たす場合	上記基本部分の20%			
特定事業所加算Ⅱ	当該加算の体制要件および人材要件を満たす場合	上記基本部分の10%			
特定事業所加算Ⅲ	当該加算の体制要件、人材要件および重度要介護者等対応要件を満たす場合	上記基本部分の10%			
特定事業所加算Ⅳ	当該加算の体制要件および人材要件を満たす場合	上記基本部分の3%			

上記基本部分と各種加算減算の合計に対し、以下の処遇改善加算が加算されます。

介護職員等 処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分及び各種加算減算の 合計の24.5%
介護職員等 処遇改善加算Ⅱ		上記基本部分及び各種加算減算の 合計の22.4%
介護職員等 処遇改善加算Ⅲ		上記基本部分及び各種加算減算の 合計の18.2%
介護職員等 処遇改善加算Ⅳ		上記基本部分及び各種加算減算の 合計の14.5%

(注) 処遇改善加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	算定(減算)
事業所と同一建物に 居住する利用者への サービス提供減算	当事業所と同一建物に居住する利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に対してサービスを提供する場合	上記基本部分の90%

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業（柏市の被保険者について適用します。）

前記（2）要支援者または基本チェックリストにより事業対象者とされたとき、上記4. 提供するサービスの内容のうち予防訪問サービス事業にあつては①および②、自立支援訪問サービス事業にあつては②を中心としたサービスを提供します。

① 第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）

【基本部分】

サービスの内容 ※身体介護および生活援助のみ (1月あたり)		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担額 (基本利用料の 1割) ※(注2)参照	利用者負担額 (基本利用料 の2割) ※(注2)参照	利用者負担額 (基本利用料 の3割) ※(注2)参照
訪問型独自サービスⅠ	週1回程度のサービスが必要とされた場合（事業対象者要支援1・2）	12,253円	1,226円	2,451円	3,676円
訪問型独自サービスⅡ	週2回程度のサービスが必要とされた場合（事業対象者要支援1・2）	24,476円	2,448円	4,896円	7,343円
訪問型独自サービスⅢ	週2回を超える程度のサービスが必要とされた場合（事業対象者要支援2）	38,835円	3,884円	7,767円	11,651円

(注1) 上記の基本利用料は、柏市で定める金額です。なお、金額の改定があつた場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,084円	209円	417円	626円
生活機能向上連携 加算Ⅰ	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等に同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合（1月につき）	1,042円	105円	209円	313円

上記基本部分と各種加算減算の合計に対し、以下の処遇改善加算が加算されます。

介護職員等 処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分及び各種加算減算の 合計の24.5%
介護職員等 処遇改善加算Ⅱ		上記基本部分及び各種加算減算の 合計の22.4%
介護職員等 処遇改善加算Ⅲ		上記基本部分及び各種加算減算の 合計の18.2%
介護職員等 処遇改善加算Ⅳ		上記基本部分及び各種加算減算の 合計の14.5%

(注) 処遇改善加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	算定（減算）
事業所と同一建物に居住する利用者へのサービス提供減算	当事業所と同一建物に居住する利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上の利用者に対してサービス提供する場合	上記基本部分の90%

② 第1号訪問事業（サービスA） 【柏市独自基準】
【基本部分】

サービスの内容 ※生活援助のみ (1月あたり)		基本利用料 ※(注1) 参照	利用者負担額 (基本利用料 の1割) ※(注2)参照	利用者負担額 (基本利用料 の2割) ※(注2)参照	利用者負担額 (基本利用料 の3割) ※(注2)参照
(市) 訪問型サービスⅠ	週1回程度のサービスが必要とされた場合(事業対象者 要支援1・2)	10,242円	1,025円	2,049円	3,073円
(市) 訪問型サービスⅡ	週2回程度のサービスが必要とされた場合(事業対象者 要支援1・2)	20,464円	2,047円	4,093円	6,140円
(市) 訪問型サービスⅢ	週2回を超える程度のサービスが必要とされた場合(事業対象者 要支援2)	32,468円	3,247円	6,494円	9,741円

(注1) 上記の基本利用料は、柏市が定める金額です。なお、金額の改定があった場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合 (初回訪問月につき)	2,084円	209円	417円	626円

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	算定（減算）
事業所と同一建物に居住する利用者へのサービス提供減算	当事業所と同一建物に居住する利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上の利用者に対してサービス提供する場合	上記基本部分の90%

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、お客様の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。また、第一号訪問事業（訪問介護相当サービス及び訪問型独自サービスA）は、利用料が月単位の定額制のため、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	無料
利用予定日の当日	利用者負担金の100%の額

(4) 交通費

通常の実施地域以外への訪問の場合は、1キロメートルにつき15円のご負担となります。

(5) 支払い方法

上記(1)から(4)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、原則は口座引き落としでお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、翌月以内に差上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	原則サービスを利用した月の翌月の27日(祝休日の場合は直前の平日)に、お客様が指定する口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の27日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 三井住友銀行 銀座支店 普通口座 8285607 株式会社オレンジ 代表取締役 渡邊 真司(ワタナベ シンジ)

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医および家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関名	
	氏名	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄)	続柄()
	電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員(または地域包括支援センター)および区市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 04-7189-8966 担当者氏名 齋藤 知恵子 責任者氏名 渡邊 真司
---------	--------------------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	柏市福祉部指導監査課 介護事業者担当	電話 04-7167-1111(代)
	柏市健康医療部 地域包括支援課	電話 04-7167-2318
	千葉県国民健康保険団体連合会	電話 043-254-7428

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ① 医療行為および医療補助行為
- ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

③ 他の家族の方に対する食事の準備 など

(2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（または地域包括支援センター）または当事業所の担当者へご連絡ください。